

Y. H. H.

売春対策の最近の状況

昭和45年5月

売春対策審議会



1部

目 次

第 1 章 売春関係事犯の状況	3 頁
第 1 節 売春関係事犯の取締り	3 頁
第 2 節 売春関係事犯の検察	6 頁
第 3 節 売春関係事犯の裁判	10 頁
第 2 章 婦人保護及び補導等の状況	15 頁
第 1 節 婦人保護業務	15 頁
第 2 節 婦人問題相談業務	19 頁
第 3 節 婦人補導院	20 頁
第 4 節 保護観察	27 頁
第 5 節 純潔教育	28 頁
第 3 章 性病及び麻薬対策の状況	30 頁
第 1 節 性病の現状	30 頁
第 2 節 最近の麻薬犯罪	32 頁
附 売春対策年表	34 頁

第1章 売春関係事犯の状況

第1節 売春関係事犯の取締り

1. 警察における売春関係事犯の取締り方針は、従来から

- ・ 婦女を管理して売春を行なわせる事犯
- ・ 暴力団の介入する事犯
- ・ いわゆる赤線地区復活の印象を与えるような形態の事犯
- ・ 少女を被害者とする事犯

等、悪質な売春助長事犯を重点として行なっており、今後ともこの方針で取締りの強化を図っていく考えである。

2. 最近3年間における売春関係事犯の検挙状況をみると、年間約1万2,000件(1万人)台でおおむね横ばいの状況であつたが、昨年は9,626件(7,924人)と前年より若干の減少をみている。これは、ここ数年来の警察の取締り強化に伴い、犯行の手口が巧妙化、潜行化するとともに、暴力団の介入等による組織的、広域化の傾向が強まつたため、事犯の解明に多くの労力と日時を要するようになつたためではないかと考えられる。(第1表参照)

3. 違反態様別の検挙では、勧誘事犯と売春契約、場所提供等の助長事犯とともに減少傾向に転じているが、特に従来検挙総件数の過半数を占めていた勧誘事犯が、昨年に続いて半数を割っていることは注目される。(第1表参照)

第1表 売春関係事犯検挙状況

区 分		年 別		昭和42年		昭和43年		昭和44年	
		件数	人員	構成比	件数	人員	構成比	件数	人員
総 数	件数	12,204		100	12,558		100	9,626	
	人員	10,329		100	10,443		100	7,924	
勧 誘 誘	件数	6,138		50.3	5,974		47.5	4,291	
	人員	6,119		59.3	5,980		57.2	4,291	
周 旋	件数	2,232		18.3	2,444		19.4	2,399	
	人員	1,473		14.3	1,444		13.8	1,420	
周旋を除く 助長事犯	件数	3,834		31.4	4,140		33.1	2,936	
	人員	2,735		26.4	3,019		29.0	2,213	

- 4 売春助長事犯の被疑者は、事柄の性質上、旅館業、風俗営業等の接客業者に多い。特に無職者の構成比率が高まっていることはいわゆる売春常習者が増加したものとして注目されるところである。（第2表参照）

第2表 売春助長事犯送致被疑者の職業別状況

年別 区分		昭和42年		昭和43年		昭和44年	
		人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
客 業	風俗営業	548	13	456	11	220	6.6
	旅館業	742	18	833	20	697	19.7
	飲食店業	324	8	390	9.2	173	4.8
	芸妓置屋	105	3	112	3	106	2.9
	ガイド・クラブ・トルコ風呂	199	5	221	5	181	5.1
	小 計	1,918	46	2,012	48.2	1,377	39.1
	そ の 他	920	22	780	17.8	704	19.9
無 職		1,338	32	1,469	34	1,453	41.0
総 数		4,176	100	4,261	100	3,534	100

- 5 売春事犯に介入する暴力団構成員は、約7.6%を占めている。違反態様別にみると、周旋、売春業、人身売買等の悪質事犯への介入の割合が高い。（第3表参照）

第3表 暴力団構成員検挙状況

年別 区分		昭和42年		昭和43年		昭和44年	
		人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
周 旋		375	34.3	267	29.3	165	27.9
売 春 契 約		33	3.0	51	5.6	26	4.4
売 春 業		157	14.4	146	16.0	130	22.0
人 身 売 買		185	16.9	179	19.7	124	21.0
そ の 他		342	31.4	267	29.4	146	24.7
総 数		1,092	100	910	100	591	100

- 6 検挙被疑者中に占める再犯者は、約40%を占めている。態様別では、勧誘事犯が過半数を占め、次いで周旋の割合が多い。これは、売春を行なう婦女やポン引に常習者が多くなっていることを示している。（第4表参照）

第4表 売春関係事犯の再犯者の状況

年別 区分		昭和42年		昭和43年		昭和44年	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
勧誘		2,970	63.8	2,661	67.4	2,027	64.1
周旋		694	15.9	617	15.6	562	17.8
売春契約		64	1.5	91	2.3	78	2.4
場所提供		169	3.9	228	5.7	164	5.2
売春業		253	5.8	222	5.6	188	5.9
その他		219	5.1	132	3.3	145	4.6
総人員		4,369	100	3,951	100	3,164	100

- 7 要保護女子の取扱いには7,106人で、被害者であつたものが53.4%、被疑者であるものが46.6%となつている。要保護女子の総数は逐年減少の傾向にある。（第5表参照）

第5表 要保護女子の取扱状況

年別 区分		昭和42年		昭和43年		昭和44年	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
被疑者	少年	313	3.3	238	2.6	155	2.2
	成人	4,507	46.9	4,066	43.6	3,160	44.4
被害者	少年	1,052	11.0	781	8.4	561	7.9
	成人	3,729	38.8	4,235	45.4	3,230	45.5
総人員		9,601	100	9,320	100	7,106	100

- 8 検挙事例からみた主な傾向は、次のとおりである。

- ・ 売春事犯は、一般的に常習化しつつある。
- ・ 暴力団の介入する悪質事犯が依然として多い。
- ・ 売春の形態は、依然として多様である。

- ・ 万国博の観光客を目あてとしたコールガール組織がみられる。
- ・ 通勤制、セット制あるいは非常警報装置を用いるなど、売春の手法が巧妙化している。

第2節 売春関係事犯の検察

1 売春事犯の動向

(1) 概 況

最近3か年間における売春防止法違反事件の動向を概観すると第6表のとおりで、全国検察庁における受理人員は、年間約7千人前後を受理しているが、昭和44年は、前年に比較して1,406人(7.8%)減の6,487となつている。しかしながら、売春事犯の特殊性(手段、方法の密行・巧妙性)などから考えると、なお、相当数の事犯が存在するものと思われ、右のような受理人員の減少をもつて、直ちにこの種事犯の実態を現わしているものとは速断できないものがある。

(2) 罪種別動向

ア 勧誘事犯(第5条違反)

この種事犯は、従前から違反総数の大半(約70%前後)を占めていたが、近年は著しく減少を示しており、昭和44年は、違反総数の52.1%にあたる3,378人(前年に比較し934人の減)を受理したのに止まる(第6表参照)。なお、この種事犯の特徴としては、常習累犯化を指摘することができる。たとえば、昭和44年の検挙人員のうち64.1%が再犯者である。

第6表 売春事犯通常受理人員調

罪 名	年 次	昭和42年	昭和43年	昭和44年
総 合 計		(100%)8,250	(100%)7,893	(100%)6,487
勧 誘 等(5条)		(59.0)4,869	(54.6)4,312	(52.1)3,378
助 長 事 犯 計(6~13条)		(41.0)3,381	(45.4)3,581	(47.9)3,109
周 せ ん 等(6条)		(17.9)1,478	(18.1)1,429	(22.4)1,451
売春をさせる契約(10条)		(2.5)207	(3.4)271	(3.7)237
場 所 提 供(11条)		(9.8)808	(12.4)978	(12.7)825
売春をさせる業(12条)		(10.2)844	(10.8)852	(8.4)542
その他(7、8、9、13条)		(0.5)44	(0.6)51	(0.8)54

注 ()内の数字は総数に対する比率(%)を示す。

イ 助長事犯（第6条から13条までの違反）

この種事犯は、勧誘事犯が逐年著しく減少しているのに反し、昭和38年以降横ばい傾向を続け、昭和44年には、前年に比較し472人減の3,109人を受理している。この種事犯の特徴としては、従来からいわれているように、暴力団組織と密接な関係のもとに行なわれていることや、法網を潜脱するため、その手段、方法がますます巧妙化してきていることを指摘することができる。これに対しては、当局としてもとくに意を用い、この種事犯の捜査、処理に万全を期しているところである。

つぎに、助長事犯を罪種別にみると、第6条違反（周旋等）、第10条違反（売春をさせる契約）および第11条違反（場所の提供）は、ほぼ横ばい傾向にあり、昭和44年にはそれぞれ、1,451人、237人、825人を受理しているが、第12条違反（売春をさせる業）は、前年に比較して310人減の542人を受理している。

(3) 処理状況

検察庁における売春事犯の処理状況は、第7・8表のとおりで、起訴率は例年約65%前後を示している。第5条違反者については、法施行当時と比較し、起訴率はかなりの高率を示し、昭和44年は57.8%（公判請求率32.2%）となつているが、これは、前述のように累犯者が多いことによるものと推測される。

第7表 売春事犯処理人員調

区 分 \ 年 次		昭和42年	昭和43年	昭和44年
起 訴	公 判 請 求	2,293	2,239	1,658
	略 式 命 令 請 求	2,793	2,728	2,422
	計	5,086	4,967	4,080
不 起 訴	起 訴 猶 予	2,612	2,489	1,958
	そ の 他	199	170	128
	計	2,811	2,659	2,086
起 訴 率 (%)		(45.1)64.4	(45.1)65.1	(40.6)66.2

注 ()内は、公判請求率(%)を示す。

助長事犯についてみると、第8表のとおりで、起訴率は例年75%前後と高率を示しており（ちなみに、昭和44年の刑法犯では66.2%、道交事件を除いた特別法案は55.7%にすぎない。）、法の趣旨に沿った厳重な処分が行なわれているといえよう。

第8表 勧誘・助長事犯別起訴状況調

区 分		年 次	昭和42年	昭和43年	昭和44年
勧 誘 事 犯		起 訴 人 員	(56.3)2609	(55.9)2346	(57.8)1862
		公判請求人員	(37.1) 967	(33.5) 785	(32.2) 600
助 長 事 犯	助長事犯計	起 訴 人 員	(76.2)2477	(76.4)2621	(75.4)2218
		公判請求人員	(53.5)1326	(55.5)1454	(47.7)1058
	周 旋 等	起 訴 人 員	(83.3)1180	(80.1)1050	(79.5)1073
		公判請求人員	(36.9) 435	(31.6) 332	(24.8) 266
	売春をさせる契約	起 訴 人 員	(82.9) 160	(88.8) 231	(93.6) 218
		公判請求人員	(80.6) 129	(85.7) 198	(78.0) 170
	場所提供	起 訴 人 員	(69.5) 551	(69.1) 683	(66.0) 519
		公判請求人員	(35.0) 193	(42.3) 289	(43.2) 224
	管理売春	起 訴 人 員	(69.0) 552	(76.9) 637	(73.6) 388
		公判請求人員	(98.9) 546	(97.3) 620	(98.7) 383

注 ()内の数は、起訴率、公判請求率(%)を示す。

(4) 第1審裁判結果

売春事犯の通常第1審裁判結果は、第9・10表のとおりで、受理人員の減少に伴い、言渡人員も逐年減少している。昭和44年についてみると、第5条違反者に対する言渡総数は、昭和42年の約半数にあたる578人で、うち528人に対して懲役刑の言渡しが行なわれ、実刑は145人(27.5%)で、補導処分言渡しは、懲役刑言渡総数の14.4%を占める76人に止まっている。

次に、おもな助長事犯についてみると、言渡総数では、第6条違反(周旋等)が遅年減少傾向にあるのに反し、第11条違反(場所の提供)、第12条違反(売春をさせる業)は、対前年比で若干減少したのみに止まっている。実刑言渡

率は、逐年減少傾向にある。

第9表 勧誘事犯(第5条)通常第1審裁判結果

区 分 \ 年 次		昭和42年	昭和43年	昭和44年
言 渡 総 数		1,147	805	578
懲 役 総 数		968	28 717	528
実 刑		(29.3) 284	(28.6) 205	(27.5) 145
補 導 処 分		(17.5) 166	(17.6) 126	(14.4) 76
懲役総数中の執行猶予率(%)		70.7	71.4	72.5
罰 金		172	89	57

注 ()内の数字は懲役言渡総数に対する比率である。

第10表 主要助長事犯通常第一審裁判結果

区 分 \ 年 次		昭和42年	昭和43年	昭和44年
周 旋 等	言 渡 総 数	505	395	284
	懲 役 総 数	456	359	238
	実 刑	(38.6) 176	(46.5) 167	(33.6) 80
	罰 金	48	35	57
場 所 の 提 供	言 渡 総 数	202	238	228
	懲 役 総 数	197	228	212
	実 刑	(12.2) 24	(0.7) 17	(0.9) 19
	罰 金	8	8	15
売春をさせる業	言 渡 総 数	563	569	432
	懲 役 総 数	559	565	425
	実 刑	(20.0) 112	(19.5) 110	(13.2) 56
	罰 金	—	3	3

注 実刑欄の ()内の数字は執行猶予率である。

(5) 更生保護相談室の運用状況

法第5条違反の罪を犯した婦女子について、検察庁における更生保護相談室（22か所）で行なつた保護措置の状況は、第11表のとおりである。そのおもな内容を昭和44年についてみると、社会資源へのあつ旋がもつとも多く452人（25.3%）、次いで更生指導が365人（20.5%）、婦人保護施設等への入所入寮指導が359人（20.1%）、性病治療等のための入院315人（17.7%）となつている。

第11表 更生保護相談室において保護措置をした人員

— 検察官の指示によるもの —

区 分 \ 年 次	昭和42年	昭和43年	昭和44年
受 理 人 員	2,858	2,346	1,784
帰 住 指 導	151	124	53
入 所 入 寮 指 導	633	641	359
更 正 指 導	771	526	365
社 会 資 源	556	555	452
入 院	323	326	315
保 護 措 置 不 能	7	8	17
そ の 他	42	42	27
保 護 措 置 不 要	630	440	316

第3節 売春関係事件の裁判

1. 第1審における売春防止法違反事件

最近5年間の第一審における売春防止法違反の裁判の動向について概観すると、第12表のごとく、公判手続で処理された人員は、昭和41年を頂点に、また、略式手続によつて処理された人員は、昭和39年を頂点に、以後いずれも漸減の傾向にある。この処理人員を罰条別にみると、昭和43年においても例年と変わらず、法5条違反（売春の勧誘等）が圧倒的に多く、以下法6条違反（売春の周旋等）、法11条違反（売春の場所提供）、法12条違反（管理売春）となつている。処理人員が全体として漸減傾向を示すのは、その約60%

を占める法5条違反（売春の勧誘等）が減少の一途をたどっているためである。

これに対して法12条違反（管理売春）、法13条違反（資金等の提供）等いわゆる悪質助長事犯といわれるものは、むしろ増加してきていることに注目すべきであろう。

第12表 売春防止法違反事件（第一審）年度別・公判
略式別・罰条別処理人員表

年 度		公判 ・ 略式	罰 条	5 条 (勧誘等)	6 条 (周旋等)	7 条 (困惑等 による売春 に)	8 条 (対償の収 受等)	9 条 (前貸等)	10 条 (売春をさ せる契約)	11 条 (場所の提 供)	12 条 (売春をさ せる業)	13 条 (資金等 の提供)	その他	計
39 年	公 判			937	405	6	2		53	201	392	6		2,002
	略 式			2944	773	6		1	16	311	2	1		4,054
40 年	公 判			1,162	386	5	4		45	217	507	6	9	2,341
	略 式			2,744	693	38	1		20	290				3,786
41 年	公 判			1,179	369	6			54	241	496	12	7	2,364
	略 式			1,820	679	20		1	36	271	10	1		2,838
42 年	公 判			805	286	3			78	186	507	15	7	1,887
	略 式			1,408	742	9	1	1	27	258	6	2		2,454
43 年	公 判			661	238			2	92	260	546	23	3	1,825
	略 式			1,336	736	4		6	30	275	9	1		2,397
計	公 判			4,744	1,684	20	6	2	322	1,105	2,448	62	26	10,419
	略 式			10,252	3,623	77	2	9	129	1,405	27	5		15,529

売春防止法違反事件の約60%を占める法5条違反者のみの量刑についてみると、第13表のとおりである。さきにみたように処理人員は漸減の傾向にあるが、昭和41年以降、罰金の比率がわずかずつ上つてきていること（昭和41年罰金68.0%、懲役32.0%、同42年罰金68.8%、懲役31.2%、同43年罰金71.3%、懲役28.7%）がうかがわれる。また、第14表によれ

は、懲役のうち実刑の言渡しを受けた者の割合は、例年とほとんど差はない。

第13表 年度別・科刑別処理人員表（5条関係）

科 刑 年 度	罰							金				懲					役		そ の 他	総 計
	五千円未満	五千円以上	一万円以上	二万円以上	三万円以上	五万円以上	十万円以上	小 計	三月未満	三月以上	六月以上	一年以上	二年以上	小 計						
39年	675	1,625	703	31	31			3065	(7) 14	(114) 513	(58) 272	(4) 15	(1) 1	(184) 815				3880		
40年	546	1587	783	39	23			2978	(7) 14	(151) 544	(88) 368	(1) 2		(247) 928				3906		
41年	339	1132	510	40	17		1	2039	(17) 33	(169) 577	(81) 345	(4) 5		(271) 960				2999		
42年	186	826	493	12	5			1522	(3) 12	(129) 441	(71) 237		1	(203) 691				2213		
43年	165	751	492	8	8			1,424	(3) 6	(101) 379	(54) 185	(2) 3		(160) 573				1997		
計	1,911	5921	2981	130	84		1	11,028	(37) 79	(664) 2454	(352) 1,407	(11) 26	(1) 1	(1065) 3967				14,995		

由1. 懲役刑と罰金刑とが併料された場合は、懲役刑欄にのみ計上した。

2. 懲役刑については実刑を（ ）内に内数として示した。

第14表 年度別懲役刑の執行猶予率表（5条関係）

年	度	39年	40年	41年	42年	43年	計
懲 役 刑	懲 役 刑	815	928	960	691	573	3,967
	実 刑	184	247	271	203	160	1,065
	執行猶予	631	681	689	488	413	2,902
執行猶予率		77.4	73.4	71.8	70.6	72.1	73.2

つぎに法5条違反によつて懲役刑の執行を猶予された者に対して、どの程度補導処分、保護観察等が活用されているかを第15表でみると、補導処分の言渡しは漸減傾向にあることがうかがえる。その原因は明らかではないが、前述のごとく取締りの中心が悪質助長事犯壊滅へと移つてきているため、法5条違反事件の処理件数が逐年減少していること、法5条違反としてはむしろ罰金相当事犯が増加してきていることがその一因となつていゝと考えられよう。

第15表 年度別・売春防止法第5条違反者の執行猶予言渡処遇別調査表

年度	内訳	執行猶予言渡総数	補導処分	保護観察付	執行猶予のみ
39年		631	225 (35.7)	216 (34.2)	190 (30.1)
40年		681	235 (34.5)	210 (30.8)	236 (34.7)
41年		689	197 (28.6)	357 (51.8)	135 (19.6)
42年		488	129 (26.4)	177 (36.3)	182 (37.3)
43年		413	100 (24.2)	153 (37.0)	160 (38.8)
計		2902	886 (30.5)	1,113 (38.4)	903 (31.1)

注 ()内は執行猶予言渡総数を100とした場合の比率である。

2. 家庭裁判所における売春防止法違反事件

家庭裁判所の少年事件の関係についてみると、第16表は、家庭裁判所で取り扱つた売春防止法違反事件の少年の年齢別状況であるが、最近は、若干総人員の減少傾向がみられ、また、従来16歳・17歳のいわゆる中間少年の増加が指摘されたが、昭和43年は、18歳・19歳のいわゆる年長少年の割合が全体の68.6%と、前年度にくらべ3.9%の上昇を示していることが注目される。

第16表 売春関係少年保護事件年齢三区分別表

年度別	総数	14歳未満	年少少年 (14歳・15歳)	中間少年 (16歳・17歳)	年長少年 (18歳・19歳)	20歳以上
	人員比率	人員比率	人員比率	人員比率	人員比率	人員比率
39年	583 100.0	3 0.5	59 10.1	222 38.1	295 50.6	4 0.7
40年	611 100.0	- -	23 3.8	222 36.3	365 59.7	1 0.2
41年	654 100.0	- -	30 4.6	234 35.8	390 59.6	- -
42年	485 100.0	- -	11 2.3	160 33.0	314 64.7	- -
43年	354 100.0	- -	9 2.5	101 28.5	243 68.6	1 0.3

注 本表は「司法統計年報」によるもので、年齢は行為時年齢である。

家庭裁判所の処分結果をみると、第17表のとおりであり、前年度にくらべると刑事処分担当として検察官へ送致された事件の割合が若干減少し、保護処分となつたものが若干増加しているほか、ここ数年とくに目立つた傾向はない。

第17表 売春関係少年保護事件終局区分別表

年度別	総 人員比率	検察官送致		保 護		処 分		不開始 人員比率	不処分 人員比率	移 回併 合	送 付 合 人員比率
		法20、 23Ⅰ 人員比率	法19Ⅱ 23Ⅲ 人員比率	数 人員比率	保護観察 人員比率	教護院等 送致 人員比率	少年院 送致 人員比率				
39年	583 100.0	5 0.9	5 0.9	224 38.4	127 21.8	-	97 16.6	81 13.9	120 20.5	148 25.4	
40年	611 100.0	21 3.4	2 0.3	245 40.1	149 24.4	-	96 15.7	73 11.9	99 16.2	171 28.0	
41年	654 100.0	29 4.4	3 0.5	238 36.4	150 22.9	-	88 13.5	83 12.7	129 19.7	(1) 0.2 171 26.1	(1) 0.2 (02)
42年	485 100.0	29 6.0	5 1.0	174 35.9	115 23.7	-	59 12.2	65 13.4	99 20.4	(1) 0.2 112 23.1	(1) 0.2 (02)
43年	354 100.0	9 2.5	1 0.3	135 38.1	96 27.1	-	39 11.0	55 15.5	69 19.5	(1) 0.3 84 23.7	(1) 0.3 (03)

注 本表は「司法統計年報」によるものである。「移送・回付・併合」欄の（）内は知事・児童相談所長送付で外数である。

第18表 児童福祉法第34条1項6号違反事件終局区分別表
一（少年法第37条による少年の福祉を害する成人の刑事事件）一

年度別	総 人員比率	懲 人員比率	役 人員比率	罰 人員比率	金 人員比率	無 人員比率	罪 人員比率	免 人員比率	訴 人員比率	公訴棄却 人員比率	そ の 他 人員比率
39年	79 100.0	42 53.2	33 41.8	-	-	-	-	-	2 2.5	2 2.5	25
40年	65 100.0	51 78.5	7 10.7	-	-	-	-	-	2 3.0	5 7.7	
41年	67 100.0	53 79.1	8 11.9	-	-	-	-	-	1 1.5	5 7.5	
42年	76 100.0	62 81.6	14 18.4	-	-	-	-	-	-	-	-
43年	68 100.0	56 82.4	7 10.3	-	-	-	-	-	2 2.9	3 4.4	

注 1. 本表は「司法統計年報」によるものである。児童福祉法第34条1項6号とは「児童に淫行をさせる行為」である。
2. 「その他」とは、移送・併合等である。

なお、参考までに第18表で、少年法第37条による少年の福祉を害する成人の刑事事件のうち児童福祉法第34条1項6号のいわゆる「児童に淫行をさせる行為」に当たるとして起訴された成人の刑事事件をみると、既済人員が例年70人前後となっており、その量刑状況等について、とくに、とりたてて述べるほどの傾向はうかがわれない。

第2章 婦人保護及び補導等の状況

第1節 婦人保護業務

1. 婦人相談所

婦人相談所は、各都道府県に1カ所計46カ所が設置されているが、このうち東京都においては分室を2カ所（立川及び台東）設置している。

婦人相談所の業務は、要保護女子に対する相談、指導、心理学的医学的判定、婦人保護施設への収容保護措置及び社会環境浄化に必要な啓蒙活動等のほか婦人相談所付設の一時収容保護所に要保護女子を収容することなどであるが、最近においては、特に啓蒙活動を重点とし巡回相談を実施するところが多くなっている。

婦人相談所における受付状況は、第19表のとおり減少傾向にあるが、これを地域別にみると8大都道府県の受付件数が毎年ほぼ全体の半数を占め、大都市に婦人保護事業の必要性が高いことを示している。

第19表 婦人相談所受付状況

区分 \ 年度	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44.12月まで
総 数	16,073	17,334	19,060	17,890	18,302	18,856	19,469	17,253	17,433	15,433	11,743
8大都道府県	9,257	8,985	10,295	9,577	10,218	10,326	11,200	8,034	9,177	7,623	6,064
その他の県	6,816	8,349	8,765	8,313	8,084	8,530	8,269	9,219	8,256	7,810	5,679

注 8大都道府県＝東京都・北海道・大阪府・京都府・神奈川県・愛知県・兵庫県・福岡県

2. 婦人相談員

婦人相談員は、福祉事務所駐在等により、地域内の要保護女子の発見及びその相談指導を行なっており、現在第20表のとおり481人が設置されている。

婦人相談員の受付状況をみると表第21表のとおり、昭和42年度までは年々増加していたが、昭和43年度にいたり減少に転じている。こうした傾向は、婦人相談所の受付状況と同じであり、最近における売春態様の変貌の状況を反映して要保護女子の把握が困難化したことによる影響であろうと考えられる。

第20表 婦人相談員設置状況

昭和34年7月末現在)	454名
昭和35 "	456名
昭和36 "	469名
昭和37 "	469名
昭和38 "	475名
昭和39 "	481名
昭和40 "	483名
昭和41 "	488名
昭和42 "	485名
昭和43 "	485名
昭和44 "	481名
昭和44年の設置主体別内訳	
" 都道府県設置(義務措置)	224名
" 市設置(任意設置) 161市	210名
" 特別区設置(任意設置) 23区	47名
計	481名

第21表 婦人相談員受付状況

区分 \ 年度	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44.12月まで
総 数	23,175	26,800	31,189	36,381	36,727	40,247	44,701	47,271	47,913	46,544	35,633
8 大都道府県	11,616	12,866	15,073	19,369	18,299	19,164	21,161	22,878	22,093	21,031	15,664
その他の県	11,559	13,934	16,116	17,012	18,428	21,083	23,540	24,393	25,820	25,513	19,969

注 8 大都道府県＝東京都・北海道・大阪府・京都府・神奈川県・愛知県・兵庫県・福岡県

3. 婦人保護施設

婦人保護施設は、昭和44年度末現在61施設が設置されており、その収容定員は2,186名である。施設の設置及び経営主体別内訳は、第22表のとおりである。なお、同表の法人等設置・同経営の15施設のうちには、婦人保護長期収容施設「かにた婦人の村」（定員100人、千葉県館山市所在）が含まれており、知能程度の低い要保護女子の収容保護に当たっている。

これら施設においては、収容者に対し、その社会復帰を図るために、和洋裁、編物等の職業訓練及び茶道、華道等の教養修得を通じての生活指導を行なっている。

第22表 婦人保護施設設置状況

昭和34年度末現在	66施設
昭和35年度 //	66 //
昭和36年度 //	66 //
昭和37年度 //	65 //
昭和38年度 //	65 //
昭和39年度 //	64 //
昭和40年度 //	64 //
昭和41年度 //	64 //
昭和42年度 //	64 //
昭和43年度 //	63 //
昭和44年度 //	61 //
昭和44年度の設置・経営主体別内訳	
都道府県設置・同経営	32施設
都道府県設置・法人等経営	12 //
法人等設置・同経営	15 //
市設置・同経営	2 //
計	61 //

4. 婦人保護事業の問題点

(1) 売春態様の変化

最近における売春の実態は、巧妙化、潜在化が顕著であるといわれている。このことは、第19表及び第21表でみたように要保護女子の把握が困難とな

つている状況からもうかがえることであるが、さらに第23表のとおり婦人相談所において取り扱つた要保護女子の転落の動機について各年別に比較してみると、最近において転落婦女子の態様が相対的な意味において変貌していることを指摘できる。すなわち、貧困等の経済的理由により転落した婦女子は、昭和39年度には41.2%であつたものが、年々減少し、43年度には30.2%となつたのに対し、好奇心等の本人自身の理由により転落したものは、前者と全く逆に昭和39年度に28.2%であつたものが、43年度には41.5%に増加している。このような傾向は、最近の社会的風潮と無関係ではなく、また、売春の態様の変化を示すものであると考えられる。

婦人保護事業においては、早くから転落の未然防止策に重点をおいて事業推進を図つて来たが、今後においては、前述のと通りの要保護女子の態様の変貌に対応した転落防止等の対策を講じて行くことが必要であろうと考えられる。

第23表 婦人相談所における売春歴有無別、転落の動機別取扱状況

区 分		39年度	40年度	41年度	42年度	43年度
総 数 (A+B)		23.126	25.830	21.373	17.433	15.433
売春歴無 (A)		13.515	15.037	14.119	11.103	9.469
売春歴有 (B=C+D+E+F+G)		9.611 (100.0)	10.793 (100.0)	7.254 (100.0)	6.332 (100.0)	5.964 (100.0)
売の 春 歴 有 の 者 の 機 別 転 落 別	経 済 的 理 由 (C)	3.956 (41.2)	4.797 (44.4)	2.671 (36.8)	2.116 (33.4)	1.796 (30.2)
	家 庭 的 理 由 (D)	2.134 (22.2)	1.477 (13.7)	1.172 (16.2)	1.137 (18.0)	7.68 (12.9)
	強 要 (E)	590 (6.1)	250 (2.3)	372 (5.1)	299 (4.7)	341 (5.7)
	本 人 自 身 (F)	2.710 (28.2)	3.341 (31.0)	2.504 (34.5)	2.589 (40.9)	2.473 (41.5)
	そ の 他 (G)	2.21 (2.3)	928 (8.6)	535 (7.4)	191 (3.0)	586 (9.7)

(注) 経済的理由=生活苦、子女養育、家族の病気、送金、借金返済等
金銭にかかるもの

家庭的理由=家庭における不和、不遇等家庭環境にかかるもの

強 要=親、夫、雇主等の強要によるもの

本 人 自 身=自暴自棄、好奇心、虚栄心、誘惑、怠だ等本人自身の
性格等にかかるもの

そ の 他=上記分類に該当しないその他の理由

(2) 要保護女子の知能程度の低下傾向

婦人保護事業において取扱つた要保護女子の知能指数（I.Q.）は、年々低下する傾向にある。たとえば、婦人保護施設収容者の知能指数についてみると、第24表のとおり、I.Q.70未満の者の占める割合が年々増加し、現在は、施設収容者の半数がI.Q.70未満の低知能者で占められている。このような低知能者の増加傾向は、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設関係職員の相談・指導業務を一層困難なものとしている。また、施設に収容された者は、社会復帰が困難であることから長期にわたり施設に在寮する者の割合が年々増加する傾向にある。

第24表 婦人保護施設収容者の知能程度
（各年5月1日現在）

区 分	39年	40年	41年	42年	43年	44年
総 数	1,130 (100.0)	1,011 (100.0)	1,130 (100.0)	1,110 (100.0)	1,079 (100.0)	1,077 (100.0)
I.Q.70未満	461 (40.9)	449 (44.4)	512 (45.3)	536 (48.4)	569 (52.7)	600 (55.7)
I.Q.70以上	669 (59.1)	562 (55.6)	618 (54.7)	574 (51.6)	510 (47.3)	477 (44.3)

注 知能指数不明者を除く。

第2節 婦人問題相談業務

1 婦人問題相談業務

婦人少年局では売春問題をはじめとする各般の婦人問題に関する相談に応じ指導援助を行なうとともに、当面している問題について必要な措置を講じ、他の関係機関と密接な連絡を保ちながら問題の解決をはかっている。この相談業務には婦人少年室職員があたるほか、婦人少年室に駐在して相談業務を援助する目的で配置された婦人少年室婦人問題相談員ならびに民間にあつて婦人少年行政に協力する目的で配置された婦人少年室協助力員があたっている。

昭和31年、売春防止法の成立当時は、全国の売春業者の転廃業およびおびただしい数の赤線地域の従業婦の保護更生問題の解決のため、婦人問題相談員、婦人少年室協助力員はめざましい活動を行なつた。その後、政府の施設も次々に整備され従業婦の更生問題も次第に落ちつくに従い、相談の内容も転落の未然

防止および広く一般婦人問題に比重が移ってきている。相談内容をみると家庭経済の問題、家庭内の人間関係、社会保障の適用に関する問題等その内容は多種多様であるが、殊に最近では農村出稼留守家庭の問題、主婦の就労に伴う保育の問題等が増加している。

2. 売春防止に関する啓発活動

婦人の人権の軽視あるいは売春を是認するような考え方等社会の通念や慣習の中の売春誘発の要因を排除して売春を未然に防止するために、労働省婦人少年局では早くから広く各層に対する啓発活動を実施してきており、昭和27年以降は一定期間を設けて「売春防止特別活動」を関係機関、民間団体等各層の協力のもとに全国的展開した。昭和31年の法制定以前には、売春問題についての旧弊を打破し法制定の促進をはかることを目標としてきたが、法制定後は法の周知徹底、婦女の転落防止、保護対策の強化、売春の発生源となる環境の浄化等法施行後に残された問題に視点をうつし、売春問題についての正しい考え方のかん養に活動の目標がおかれた。この活動は売春防止法制定5周年に当たった昭和36年および昭和39年以降においては、総理府、法務省、文部省、厚生省、労働省、警察庁の6省庁および民間関係団体の共同主唱による「売春をなくす運動」として展開されている。労働省では近年は特に職場ならびに事業場附属寄宿舍における生活指導等、年少婦女の転落防止に重点を置いて活動を行なっている。

第3節 婦人補導院

1. 設置のいきさつ

当社、昭和31年5月に売春防止法が公布されたときには、同法中には、補導処分に関する規定は設けられていなかった。しかしながら、売春婦の更生ならびに売春防止の措置として、保安処分を採用すべきだという意見は、決して公布以後に起つたものではなく、ことに、参議院の法務委員会では、売春防止法が参議院を通過するに際して、保安処分に関する規定を設けることについて検討するよう付帯決議を行なっている。

そこで政府は、具体的な方策に関し売春対策審議会に諮問し、その答申をうけて売春防止法の一部が改正され、新たに保安処分としての補導処分の制度が設けられ、また婦人補導院法も成立して、婦人補導院が昭和33年5月15日

に法務省矯正局所掌の矯正施設として誕生した。

婦人補導院は、収容のために裁判手続を必要とする点で同じく売春を行なりおそれのある女子を収容する施設であつても、厚生省所管のもとに地方公共団体または社会福祉法人が設置する婦人保護施設とは全く性質を異にしている。

2. 施設の状況

婦人補導院は全国に3カ所おかれることになり、発足当初しばらくは暫定的に女子刑務所（栃木、和歌山、釧路）の一部に分院として婦人寮を設けて収容していたが、現在、東京婦人補導院が東京都八王子市に、大阪婦人補導院が堺市に、福岡婦人補導院が福岡市にある。収容定員は東京99人、大阪95人、福岡82人、計276人である。

発足当時の職員定員は、三施設とも各25名であつたが、その後の収容状況等にかんがみ、現在、東京29人、大阪25人、福岡19人となつている。

いずれも院長のもとに、庶務課、補導課および医務課がおかれている。

3. 収容の状況

(1) 収容人員

開設以来の収容状況の推移をながめると、当初は収容者数は次第に増加し、昭和35年後半から36年にかけてピークに達している。ところが、その後はまた逆に収容者数は減少する傾向を見せはじめ、とくに昭和42年以降急減している。

第25表 婦人補導院の新収容・出院1日平均収容人員累年比較

人員 年次	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
新収容者数	96	278	408	396	331	248	248	253	231	150	123	86
出院者数	23	159	379	398	352	287	224	253	247	201	132	109
1日平均収容人員	42	101	186	197	167	130	117	128	117	89	63	47

(2) 在院期間

補導処分の言渡を受けた売春婦女は、婦人補導院に収容されるが、その期間は6カ月以内とされている。6カ月では短かすぎて効果的な補導を行なうことができないから、期間を延長すべきであるという意見が一部にあるが、対象と

なる婦女の質からみて、期間を延長することによつて補導の効果を挙げうるかどうか、また再犯を防止し、その更生を確保するための最良のきめ手であるかどうかという疑問もある。

(3) 在院者の性狀

在院者の入院時の年齢は、第26表の示すとおりであつて、昭和44年には25才～29才の年齢段階の者が最も多く、ついで35才～39才と30才～34才、20才～24才の順となつており、この傾向は、年次によつて大きく変化することはない。

なお、売春経歴についても、第27表のとおりで長期の者がかなり多い。

第26表 婦人補導院入院時の年齢

種別 年次	総 数	20才 ～24才	25才 ～29才	30才 ～34才	35才 ～39才	40才 ～44才	45才 ～49才	50才以上
40年	253	39	67	44	47	30	18	8
41年	231	32	42	54	49	28	11	15
42年	150	21	29	35	25	26	5	9
43年	123	21	26	23	24	15	8	6
44年	86	8	25	16	18	5	11	3

第27表 婦人補導院新収容者の売春経歴年数別人員

種別 年次	総 数	1年未満	5年未満	10年 未 満	15年 未 満	20年 未 満	20年 以 上	不 詳
40年	253	10	86	86	37	22	7	5
41年	231	14	97	62	38	13	1	6
42年	150	12	69	42	14	8	2	3
43年	123	7	59	35	11	8	3	0
44年	86	7	27	29	12	10	1	0

婦人補導院には、売春婦の中でも最も程度が低いとされる街娼が主として収容されている。婦人補導院の設置が計画された当時から、収容者の多くが知能とか精神面になんらかの欠陥があつたり、または性病等の疾病にかかつているであろうと予想されていたが、第28表、第29表、第30表の示すとおり、

資質の劣る者が多い。

たとえば、昭和44年中の新収容者について検討してみると「知能指数」では限界以下（79以下）の者が実に81%を占めている。「精神状況」についても、正常および準正常と診断された者は全体の半数にすぎない。また「疾病状況」は性病だけをとりあげても31%と高い罹患率を示している。

第28表 婦人補導院新収容者の知能指数別人員

年度	種別	総数	40以下	50 ～59	60 ～69	70 ～79	80 ～89	90 ～99	100 以上	テスト 不能	未検査
40年		253	35	37	76	49	30	13	6	7	0
41年		231	56	37	43	43	33	9	6	4	0
42年		150	31	21	33	30	16	9	2	8	0
43年		123	18	24	44	17	9	5	1	5	0
44年		86	20	19	17	14	5	5	3	3	0

第29表 婦人補導院新収容者の精神診断別人員

年度	種別	総数	正 常	準正常	精神病 疾傾向	精 神 病 疾	精神病	精 神 病 弱	不 詳
40年		253	11	114	19	9	1	98	0
41年		231	2	122	13	1	2	91	0
42年		150	3	65	6	3	0	73	0
43年		123	1	59	7	4	0	51	1
44年		86	1	42	2	2	3	36	0

第30表 婦人補導院新収容者の入院時傷病の有無別人員

年次	人員	総 数	性 病	その他の傷病	検 査 中	な し
40年		253	106	35	4	108
41年		231	96	34	1	100
42年		150	63	33	1	53
43年		123	53	36	1	33
44年		86	27	28	10	31

なお、昭和44年における新収容者の売春の動機は第31表のとおりであつた。

第 3 1 表 新収容者の売春の動機

昭和44年

種別 年次	総 数	家に 出困 しつ 生て 活	生 活 苦	家族 治療 の費 病又 気は の子	得た いた めを 養育 費を	友人 又は 等は の興 味	虚利 欲心 又は	たま されて	強 いら れて	やて けに なつ	遊飲 ら 店れ 又等 はに 特売	怠 惰	不 詳
44年	86 (100%)	9 (11)	27 (31)			8 (9)	12 (14)	3 (4)	6 (7)	2 (2)	2 (2)	17 (20)	

4. 補導目的および内容

前述したとおり、彼女たちの大半が精神薄弱またはこれに近い者で、自堕落であるとか、あるいはヒモといわれる男から縁が切れなくて、売春から足を洗えない人たちである。従つて、この人たちを更生させるには、ヒモ等の悪因縁を絶ち切り保護するため、規律ある新しい環境に移すことが必要となつてくる。つまり、社会の悪影響から本人を保護することも目的としているのである。

補導院では規律ある院生活のもとで、正常な社会生活が営まれるよう、生活指導および職業補導を行ない、また医療を施している（婦人補導院法第2条第1項）。

まず、収容者は入院するとすぐ環境調査、身上調査、知能テストや行状観察疾病の有無の診断等20日間ぐらゐにわたつて分類調査を実施し、この調査にのつとり、個人差に応じていれぞれもつともふさわしい補導を行なうのである。

(1) 生活指導

補導の一つとして、在院者を社会生活に適応させるために必要欠くことができないものに生活指導がある。日課による規律正しい生活の中核として、日常生活の基本的行動様式を指導訓練し、まず人間としての自覚、とくに性道徳を自覚させ、家事、保健、その他女子に必要な知識または技能を教え、ラジオ、テレビの聴取やスポーツその他各種レクリエーション等を通じて正常な生活態度を身につけるよう指導している。夜間のクラブ活動として、習字、珠算教室等も実施している。

参考

補導日課表 (福岡婦人補導院の例)

午 前	午 後
6:00 起床・整容・洗面(休日6:30)	12:00~1:00 昼食・休憩
6:15 朝の挨拶・清掃	1:00~4:30 職業補導
7:00~7:20 朝食	2:00~2:30 医療
7:30~8:20 洗濯・ガラス拭き・読書自習	4:30~5:00 レクリエーション
8:30~8:40 朝礼・ラジオ体操	5:00~5:30 夕食
8:40~9:20 学科(社会・国語・算数・家庭)	5:30~8:30 書信・ラジオ・テレビ・身上相談 ・自己労作(内職)・読書・日誌 記入・教養集会
9:30~12:00 職業補導(家事・園芸・洋裁・和 裁・手芸等)	8:50 夜の挨拶・就寝準備
	9:00 就寝

洗 髪 毎週1回(土)

入 浴 毎週2回(水・土)

(2) 職業補導

在院中に職業訓練を実施している。現在実施している種目は、家事、園芸、洋裁、和裁、手芸、謄写印刷およびタイプライターの7種目で、これと併行して自分たちのための炊事、清掃、看護、洗濯および補綴を行なわせ、家庭の主婦としての教育に資することとしている。

在院者のほとんどが職業経験を有していないので、補導の重点は技能の習得もさることながら、正常な職業生活に馴れさせ、勤労意欲を高めることにおいている。

なお、補導をうけた者には職業補導賞与金を与えられる。昭和44年度予算では1人当たり5,700円(月額950円×6月)が計上されているが、それぞれの技能の成績と、行状をしんしゃくして基本賞与金を加減できることとなっている。

(3) 医 療

前述したとおり、婦人補導院に収容される人たちの中には心身障害者が非常に多く、このために泥沼の生活から抜け出せなかつたものも多いと考えられる。更生させるためには、これらの心身の障害を除去することがまず必要で、医療は重要な要素を占めている。また、保健衛生に対する知識、思想の涵養につとめており、とくに性病の恐ろしさを徹底的に教えこむために、スライド等を利

用している。

第 3 2 表 出院者の入院時の傷病と出院時の状況

種別 年次	総 数	性 病		そ の 他		な し
		治 ゆ	未 治 ゆ	治 ゆ	未 治 ゆ	
4 1 年	2 4 7	(16)56	(11)48	15	23	105
4 2 年	2 0 1	(13)41	(11)35	25	30	70
4 3 年	1 3 2	(12)33	(11)24	18	19	38
4 4 年	1 0 9	(4)27	(3)23	20	5	34

注 括弧内の数字は、性病のほかに他の傷病のあつたものを示し、内数である。

(4) 出院の状況

出院後の生活設計については、入院の当初から本人にその心構えをもたせるようにしているが、在院者の出院時の生活手段の見通しは、第 3 3 表の示すように未定のもものが少ない。院内の補導のみで充分でなく、帰住地の環境の整備こそたいせつであるので、婦人補導院としては、保護観察所と緊密な連絡をとるとともに、各都道府県等の婦人相談所、婦人相談員、婦人収容保護施設、民生委員による保護更生援助または職業安定所における職業面の援助を受けられるように常に配慮している。

第 3 3 表 婦人補導院出院者の予定生活手段格別人員

種別 年次	総 数	家 事 手 伝	夫の に従 事と して 家事	女 中	店 員	女 工	炊 事 婦 雑 役 婦	適 職 に 就 く 入 り	保 護 者 と 相 談 す	知 住 し 人 の 相 談 す る 婦	入 院 加 療	そ の 他	未 定
4 0 年	253	37	24	14	5	15	8	22	77	8	11	4	28
4 1 年	247	41	31	10	9	4	17	19	67	14	12	7	16
4 2 年	201	21	21	14	4	2	7	29	61	19	3	4	16
4 3 年	132	7	17	4	3	4	7	18	28	9	9	2	24
4 4 年	109	20	14	3	4	3	8	14	26	9	4	1	3

しかしながら、社会悪のぎせい者として転落の道を辿ってきた彼女たちの更

生は、第34表および第35表に示すとおり、けわしく容易ならざるものがある。婦人補導院を巣立つ院生たちが1人でも多く立派に更生できるよう、社会の方々からの暖かい手が待ち望まれ、特に、就労について社会一般の支持が切望されている。

第34表 新収容者の入院回数 昭和44年

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上
86	60	16	4	5	1

第35表 再入院者の再犯期間 昭和44年

総数	前出院後再犯までの期間						
	3月未満	6月未満	1年未満	1年6月未満	2年未満	3年未満	3年以上
26	4	2	4	1	2	4	9

第4節 保護観察

1. 売春防止法違反の罪を犯して保護観察に付せられた女子の状況は、第36表のとおりで、総数において昭和37年は36年に比して約10%減、昭和38年は37年に比して約24%減と逐次減少を示したが、それ以後は41年に若干の増加（前年に比して約13%）があつたほか年間約520人前後の横ばい状態である。

なお、昭和43年の総数592人は、保護観察に付された女子総数の約15%に相当する。

第36表 売春防止法違反保護観察対象者新受人員累年比較表

種別 \ 年別	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	計
婦人補導院仮退院者	86	41	26	11	4	6	5	2	181
保護観察処分少年	174	133	105	106	120	113	104	89	944
少年院仮退院者	100	94	52	47	48	50	61	52	504
仮出獄者	34	47	42	36	34	52	48	108	401
保護観察付刑の執行猶予者	291	313	283	322	312	364	307	341	2533
計	685	628	508	522	518	585	525	592	4,563

2. 婦人補導院在院者の環境調査調整には保護司あるいは保護観察官が婦人

補導院から送られてきた身上調査書の内容を参考にしながら、本人の帰住予定地の家庭環境、家族、近隣および友人関係等本人をとりまく環境全般について調査調整を行なうことである。その結果は報告書によって保護観察所長に提出され、保護観察所長は意見を付して仮釈放の審理を行なう地方更生保護委員会に送付する。これは仮釈放の審理の重要な資料となる。

第37表 婦人補導院在院者の環境調査調整の実施状況

受理 年別	婦人補導院から身上調査書を受理した件数	保護観察所長が報告を受けた件数
36年	280(254)	246
37年	216(192)	196
38年	189(178)	162
39年	157(137)	132
40年	145(121)	130
41年	108(95)	97
42年	105(98)	98
43年	74(69)	69
計	1,274(1,144)	1,130

また、婦人補導院にも送られて
処遇の重要な参考ともなる。

- (注) 1. 保護統計年報による。
2. 受理欄中()内は新受件数で内数である。

第5節 純潔教育

1. 学校における性教育

学校における性教育については、小学校、中学校、高等学校のそれぞれの学習指導要領に基づいて、各教科など学校における教育活動の全体を通して指導することとしている。

小学校においては、教科の体育における保健に関する領域と教科以外の保健指導において取り扱われている。すなわち、体育における第5学年、第6学年の保健の学習においては、身体発育に関連して、初歩的な知識として男女差や女子の特性を考慮して指導を行なうこととしており、教科以外の指導においては、発育の加速現象による初潮年齢の早期化に伴い、地域や学校の実態に即して実体的に計画的な指導を行なうようにしている。

中学校においては、第2学年、第3学年の保健体育科の保健分野において、中学校生徒の心身の発達の特徴として、心身の発達の年齢差および男女差、身体的発達、精神的発達、行動の特徴等に関連した指導、心身の発達に影響する遺伝、内分泌、病気、栄養等に関連した指導および精神の健康に関連した指導として性の指導を行なうようにしている。

高等学校においては、第2学年、第3学年の保健体育科の保健において、人体の生理、精神衛生、公衆衛生などの学習のなかで、性教育を考慮し、成熟と

男女の性別、月経、妊娠、出産の生理、結婚と健康および性の純潔などを考慮して指導することとしている。

具体的な内容として人体の生理では、成熟現象について性徴および製造機能などの面から広くとりあげ、精神衛生では、異性との対人関係、青年期の身体的、心理的变化、性の欲求と望ましい適応のしかた、性に関する欲求の不満と適応異常、性病による精神障害などもとりあげることとしている。また、公衆衛生では、母子衛生、家族計画、国民優生などをとりあげ、性病やアルコール中毒等についても指導することとなっている。

なお、昭和46年度から行なわれる小学校の改訂学習指導要領および昭和47年度から行なわれる中学校改訂学習指導要領においては、保健指導としての性に関する指導の充実が図られている。また、中学校においても、保健体育科の保健分野において性に関する内容を明確にし、心身発達における男女差を中心として指導し、学級指導においても性的な発達への適応について具体的に指導することとなっており、現行よりも一層の充実強化が図られることとなる。

2. 社会教育における純潔教育

社会教育における純潔教育は青少年教育および成人教育の場で実施されている。

青少年教育では、青年団が行なう各種の集会、旅行、キャンプ、レクリエーション等における集団活動や集団生活を通じて、男女の特性が自ら理解され、男女のあり方が自ら身につくよう指導されている。より組織的、継続的な学習の機会としては、青年学級、青年教室、結婚教養講座等がある。また成人式の機会に、成人としての男女の交際のあり方、健全な結婚への心構え、性の社会問題等についての講演や討議が行なわれている。

成人教育ではPTA、婦人団体等が行なう純潔教育に関する講座、講演会、リーダー養成のための純潔教育研究集会等で行なわれ、また家庭教育学級、婦人学級等で実施されている。

学習内容としては、性の正しい考え方、純潔の意義、青年の生理と心理、男女の交際、結婚生活への適応、遺伝、家族計画、妊娠と分娩、性病、こどもの純潔教育と家庭、性の芽生えと扱い方、初潮期の指導、結婚の諸条件、性非行などの問題が挙げられる。文部省はこどもの成長発達段階に応じた純潔教育の

内容や進め方についての資料・教材を作成している。現在までに純潔教育に関する教育者、指導者を対象として「性の純潔—美しい青春のために—」、「思春期までのこどもの指導—母親のよい理解のもとに—」、「男性と女性—若い人々のために—」、「性についての正しい考え方、青少年の性に関する問題」等の資料を作成・配布しているが、とくに昭和44年度は文部省企画録音教材として家庭教育シリーズ第10集（こどもの成長と純潔教育）を製作した。この録音教材は家庭において両親がこどもの発達に即し、学校教育や社会環境との関連をも考慮して純潔教育をどうすすめたらよいか、について考える素材を提供するもので、その内容としては純潔教育の考え方、家庭のふんい気と純潔教育、こどもの誕生と両親の祝福、幼児の性への興味、男の子・女の子、からだの発達と変化、異性への関心、思春期の悩み、異性の選択と結婚、社会環境と純潔教育等の問題が取り上げられる。

この録音教材は全国の12,000の家庭教育学級、1学級に対して1セットの割合で無償配布し、広く社会教育の場における学習の効果を高めるよう配慮した。

第3章 性病及び麻薬対策の状況

第1節 性病の現状

1. 概況

戦後の混乱期にあつた昭和23年の性病届出患者数は梅毒216,617名、りん病219,745名、その他47,460名、総計473,822名に達した。この数字は同年の結核患者363,000名、法定伝染病患者の総数54,000名と比較し、いかに大きなものであつたかがわかる。その後患者数は年々減少を続け、特に昭和32年の売春防止法の制定以降は感染機会の減少もあつてか患者届出数の減少に拍車をかけた観がある。昭和39年には戦後最低の届出数が記録され、梅毒5,540名、りん病4,041名、総性病患者数9,540名となつた。すなわち昭和23年の50分の1になつたわけである。

ところが昭和36年より北九州、四国、広島、大阪、神戸等に早期顕症梅毒が再出現し中部東部日本ではこれよりややおくれ、昭和39年以降東京にも増加がみられているという報告が日本皮膚科学会でなされた、届出患者数から見

でも早期顕症梅毒は昭和36年884名を最低に38年1,287名、40年1,490名、43年1,543名と上昇傾向に転じている。特にこの早期顕症梅毒の増加は20才台の者に著しい。総性病患者数も昭和40年以降増加し昭和43年には梅毒8,848名、りん病9,592名、総計18,758名となり39年の2倍の数となつた。もちろん、この届出数が性病患者の実態をあらわしているとはいえないが、昭和43年の婚姻時と妊娠時の梅毒血清反応検査の結果をみると、陽性率1%であり、従つて性病患者は100万人程度と推定される。

第38表 性病患者届出数(り患率は人口10万対)

年次	総数	梅毒		りん病		軟性下かん		そけいりんば 肉芽しゆ症	
		患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率
40年	10,849	6,001	6.1	4,663	4.7	179	0.2	6	0.0
41年	18,071	10,821	10.1	6,951	7.0	288	0.3	11	0.0
42年	24,125	11,755	11.8	11,874	11.9	490	0.5	6	0.0
43年	18,758	8,848	8.8	9,592	9.6	316	0.3	2	0.0

第39表 病型別梅毒患者数

年次	総数	初期		第2期		早期潜状		後期潜状		晩期	
		患者数	総す 数る に率 対	患者数	総す 数る に率 対	患者数	総す 数る に率 対	患者数	総す 数る に率 対	患者数	総す 数る に率 対
40	6,001	764	12.7	726	12.1	1,107	18.4	2,236	37.2	593	9.9
41	10,821	1,242	11.5	1,303	12.0	1,852	17.1	3,996	37.0	1,097	10.1
42	11,755	1,005	8.6	1,392	11.8	2,133	18.2	3,912	33.3	1,286	10.9
43	8,848	622	7.0	921	10.4	1,495	16.9	3,002	33.9	870	9.8
		先天性		不明							
		患者数	総す 数る に率 対	患者数	総す 数る に率 対						
		567	9.4	8	0.2						
		941	8.7	390	3.6						
		1,025	8.7	1,002	8.5						
		850	9.6	1,088	12.4						

第40表 若年層の早期梅毒患者数

年次	全梅毒患者数 ㉔	24才以下梅毒患者数 ㉕	㉕/㉔	24才以下初期梅毒患者数 ㉖	㉖/㉕	24才以下第2期梅毒患者数 ㉗	㉗/㉖
40年	6,001	1,361	22.7	352	25.9	246	18.1
41年	10,821	2,320	21.4	566	24.4	421	18.1
42年	11,755	2,430	20.7	407	16.7	397	16.3
43年	8,848	1,728	19.5	275	15.9	266	15.4

2 梅毒血清反応検査

昭和43年中に保健所、及び代用性病診療所で実施された婚姻時及び妊娠時の血清反応検査の件数はそれぞれ192,145件、629,989件であり、婚姻者数、妊娠者数に対し、各々15.1%及び31.3%にあたる。

婚姻時の血清反応検査は、今後大きく実施率の向上を図らねばならない。

3 売いん常習容疑者等の健康診断

届出のあつた患者の疑いがある者、売いん常習容疑者及び性病まん延の場合の健康診断は効果的に実施されなければならないが43年の売いん常習容疑者に対する梅毒血清反応検査件数は2,681名であり、内梅毒にり患している者は799名である。

第41表 梅毒血清反応検査実施状況

昭和43年

区分	保健所		代用病院・代用診療所		計		
	受診者	陽性者	受診者	陽性者	受診者	陽性者	陽性率
婚姻時の者	126,833	1,097	65,312	566	192,145	1,663	0.9
妊娠時の者	345,309	3,636	284,680	2,753	629,989	6,389	1.0
売いん常習容疑者	2,681	252	3,066	547	5,747	799	13.9

第2節 最近の麻薬犯罪

最近3年間の麻薬事犯送検件数等は第42表のとおり大巾に減少し、多大の成果を収めている。

しかしながら、その反面大麻取締法関係における不正取引事犯に關与する日本人の増加が憂慮されるとともに、わが国に対する密輸攻勢は依然増加の傾向にあり、又新たに麻薬に指定したLSD等についてもその事犯が多発する危険

性を有している。

従つてこれが国内における取締りと水際における検挙を一層強化し、麻薬禍の復活を防止しなければならない。

第42表 麻薬事犯送検件数および人員等調

区分 年次	送 検 件 数	送 検 人 員				送検人員中		ヘロイン 関 係 人 員	大麻の不 正取締 等事犯	密 輸 関 係 事 犯
		総 数	麻 薬 取締法	あ へ ん 法	大 麻 取締法	中毒者	再犯者			
42年	1,595	1,661	658	705	298	164	90	72	102	64
43年	1,826	1,919	361	1,148	410	77	25	27	244	109
44年	1,013	1,029	239	377	413	48	25	41	332	141

売春対策年表 追加

(昭和44年4月11日以降)

昭和44年

5月	総理府、法務省、文部省、厚生省、労働省、警察庁及び民間団体主唱の「売春をなくす運動」が5月24日の売春防止法制定記念日を中心に実施され、全国的に行事が展開された。
5月22日 ～24日	売春対策審議会委員が、大阪及び兵庫の売春対策実施状況を視察した。
6月2日 ～6日	日米科学協力会、薬物乱用防止ホノルル会議がハワイ大学の東西センターで開催され、両国の研究発表及び討議が行なわれた。日本からは菅原通済代表他研究者が出席した。
6月4日	売春対策審議会総会が開催され、視察結果が報告された。
6月12日 ～13日	売春対策審議会委員が香川、愛媛の売春対策実施状況を視察した。
7月1日 ～3日	日韓三悪対策懇談会が韓国で開催され、売春対策審議会会長菅原通済氏が出席した。
9月	大阪府衛生部が43年度性病実態調査結果を発表した。同調査によると、主婦の患者が年々増加し、梅毒患者数では第一位をしめている。
9月9日	売春対策審議会総会が開催され、会長より薬物乱用防止ホノルル会議、日韓三悪対策懇談会につき報告があつた。
10月13日 ～14日	売春対策審議会委員が山梨、長野の売春対策実施状況を視察した。

昭和45年

2月12日	売春対策審議会総会が開催され、会長から、内閣総理大臣に、売春防止対策、性病予防対策及び幻覚剤LSD対策に関する要望書が提出された。
2月20日 ～21日	売春対策審議会委員が福岡の売春対策実施状況を視察した。

3月19日	売春対策審議会幹事会が開かれ「売春をなくす運動」の実施について協議した。
3月23日 ～25日	売春対策審議会委員が大韓民国に出張し、売春・性病及び麻薬物等について、保健社会部長官外関係者と意見及び資料等の交換を行なった。
4月21日 ～29日	売春対策審議会委員が沖縄に出張し、沖縄の売春問題について屋良主席、星立法院議長はじめ関係者から事情聴取を行なうとともに実情視察を行なった。
5月 9日	売春対策審議会委員が、総理府総務長官に対し、沖縄視察の結果報告を行なった。

GAa1/1

8-5-82



女性と仕事の未来館



01077762